

霧島市条例第22号

令和4年6月17日

霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

中重真一

霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例

霧島市過疎地域産業開発促進条例（平成17年11月7日霧島市条例第247号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第5条の13第6項」を「第5条の13第9項」に改める。

第5条第1号中「第6条の3第9項第1号又は第28条の9第9項第1号」を「第6条の3第14項第1号又は第28条の9第15項第1号」に、「第12条第3項の表の第1号」を「第12条第4項の表の第1号」に、「第45条第2項の表の第1号」を「第45条第3項の表の第1号」に改め、同条第2号中「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の霧島市過疎地域産業開発促進条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。